

令和5年5月 岐阜労働局

働き方改革推進支援助成金申請にあたっての注意事項

※労務管理用・労働能率増進機器等（システム・ソフトウェアを含む）の導入を検討される事業者の方はご一読ください。

改善事業を計画・実施するにあたり、各コースの交付要綱、支給要領、申請マニュアル等の内容を順守する他、以下の事項に留意してください。

(1) 労働者が直接行う業務の負担軽減が明らかになり、労働時間が短縮されるものでなければ、労働能率の増進効果があるとは認められません。また、単なる手待ち時間の短縮等は労働能率の増進効果があるとは認められません。

(2) 交付申請時に、機器等の詳細（開発・製造会社の情報、機器等が有する全ての機能等）が明らかとなる客観的な資料（説明書、パンフレット等）を添付してください。導入する機器のどの機能により、現状の機器に比べて労働能率の増進が図れるのかが客観的に判明する資料を添付いただき、疎明してください。

機器の更新の場合には、現状の機器のメーカー名、製品名、型番、スペック等により、機能が明確に分かるような客観的な資料の添付が必要です。

(3) 交付申請時に提出する「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」(様式第1号別

添)に、少なくとも以下の点を明記してください。

ア 機器等の導入前にどのような労務管理上ないし業務上の問題を抱えているか

イ 機器等はどのような機能を有しているか

ウ 機器等の「どの機能により」「どのような問題が」「どのように(どの程度)」改善される見込みなのか(イのそれぞれの機能による、アの問題の改善方法)

(4) 「システム・ソフトウェア」の場合は、(3)に加えて以下の点(改善見込みの詳細)

を「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」(様式第1号別添)の中で明らかにしてください。(別紙の作成も可)

ア どの業務について

イ どのような具体的作業(タスク)があり

ウ 各具体的作業(タスク)はシステム・ソフトウェアの導入以前にどれくらいの工数(人日・時間)を要しており

エ システム・ソフトウェアの導入により各工数がどの程度削減される見込みか

オ 導入するシステム・ソフトウェアについて、買取か利用料であるかを確認できる客観的な資料を添付してください。

(5) 労働能率増進効果が認められる機器については、当該機器の作動に必要な不可欠なソフトウェアの利用料（ライセンス料）も支給対象とすることができますが、支給対象となるのは、事業実施予定期間内の当該機器の使用期間に係る経費のみとなります。無期限のライセンス料のみ示された場合、期間計算ができないため、当該ライセンス料は全体として不支給となります。

(6) 機器等の導入に要する費用の見積もりについて、機器等本体の価格の他、「操作指導料」「利用料」「データ移行・登録（労働者情報・顧客情報の登録等）費用」などの費用が含まれる場合、見積書（相見積もりを含む）に、各費用項目の詳細と金額を明確に区分して記載してください。

※〇〇機器「一式」というような見積もり内容の場合、内訳を明確にするため見積書の取り直しをお願いすることがあります。

※特にシステム・ソフトウェアを事業主向けに開発、設定等する場合、「開発」「デザイン」「〇〇設計」「△△連携」「××プラグイン」（設定・カスタマイズ）等について、それぞれの(1)担当者、(2)内容、(3)工数（人日）、(4)工数単価及び総費用等が明確になるように作成してください。

※「操作指導」については、労務管理担当者・労働者に対する研修と同様に、(1)操作指導の担当者名、(2)項目・内容、(3)回数・時間（人日）、(4)工数単価及び総費用等の詳細を明らかにしてください。

※「データ移行・登録」については、(1)担当者名、(2)移行・登録情報の項目・内容、(3)工数・時間（人日）、(4)工数単価及び総費用等の詳細を明らかにしてください。

※「操作指導」「データ移行・登録」の費用が適正な水準であることが確認できない場合には、不交付・不支給となることがあります。

※本助成金は、「労働時間等の設定の改善の成果を上げた」事業主に支給されるものです。

改善事業の内容として労務管理用・労働能率増進機器等（システム・ソフトウェアを含む）の導入を行う場合、**事業実施期間中に当該機器等の設定・カスタマイズ等を全て完了し、かつ、実際に活用しているという事実が支給申請時に客観的に確認できない限り、本助成金について不支給となります。**（RPA や AI 対応システム・ソフトなど、学習が必要なシステム・ソフトについては、事業実施期間中に実際の運用について実効をあげられる状態になっていることが条件となります。）